

市民参加実施予定シート

予 定
令和4年4月1日時点

担当課（学校教育課）

1 市民参加の手続 実施予定について

タイトル	市野谷地区及び南流山地区新設小学校の通学区域の設定について	市が考える 市民等への影響	メリット ・流山市立小・中学校の指定区域が決まることにより、就学する児童の適正な教育環境が確保される。 ・保護者、児童が安心して通学ができる環境を整備できる。 デメリット ・特になし。
正式名称	流山市立小学校及び中学校通学区域規則の改正		
概要	令和6年度開校予定の市野谷地区及び南流山地区新設小学校の通学区域の設定を行うため、当該規則改正を行うもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数実施	流山市通学区域審議会	・第1回令和3年8月 ・第2回令和3年12月 ・第3回令和4年1月	審議会委員 （専門委員、公募委員を含む市民等）		（流山通学区域審議会）通学区域は、学校規模、通学距離、通学経路についての規定や指針、地域コミュニティの考え方などの、様々な専門的な見地からの審議や意見を取り入れることから、学校長、PTA、地域の状況を良く把握している方々を委員として、審議や意見を聴取する必要があるため。 （市民アンケート）教育委員会の考えを伝えることができること、また、保護者や地域の方の率直な意見を聴取することができる考えたため。
	市民アンケート	令和3年10月中	一般対象者（保護者、地域住民）		

(3) 市民参加のスケジュール（予定）

令和2年度		令和3年度											令和4年度		
4～9月	10～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10～3月
						審議会									
								市民アンケート							

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由